

# 令和4年第2回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和4年6月1日

令和4年第2回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

はじめに、「新型コロナウイルスワクチンの接種」についてでございます。

現在、本村では、追加対象となった5歳から11歳までの小児の1・2回目接種とともに、12歳以上の方を対象とした3回目接種を進めているところであります。

主に取り組んでいる3回目接種については、オミクロン株の感染拡大の影響により、国が接種間隔の前倒しを行ったことで、当初の接種スケジュールよりも早まっており、既に終盤に差し掛かっているところであります。5月30日時点の接種率は、国や県の接種率を上回る71.3%となっておりますが、年代別では、30代が55.6%、20代が48.6%で、若年層を中心に伸び悩んでいる状況となっております。今後の感染再拡大を防止するためにも、若年層に対する接種勧奨に取り組む、接種率の向上に努めてまいります。

そのような状況の中、国では、4回目接種について、これまでの幅広い年代を対象に進めてきた方針を転換し、重症化リスクの高い60歳以上の方と、18歳以上60歳未満の基礎疾患がある方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方に絞り込むことを決定しております。また、接種間隔については、3回目接種完了から5か月

以上空けることに決定したことから、村では、今月上旬から予約及び接種が開始できるよう体制を整えたところであります。

なお、国から4回目接種用のワクチンとして配分されるファイザー社製と武田/モデルナ社製の比率は、2対8となることから、武田/モデルナ社製のワクチンをメインに接種していただくこととなります。重症化予防のためにも、村から接種券が届きましたら、ワクチンの種類に関わらず、できるだけ速やかに接種していただくよう、周知してまいります。

次に、新婚世帯移住者の住宅取得等を支援する新規事業「とうかい住まいる応援事業」についてでございます。

去る3月29日、村内すべての金融機関6行との間で、「東海村新婚世帯移住者の住宅取得に係る住宅ローンの優遇措置に関する連携確認書」を締結いたしました。この締結により、「とうかい住まいる応援事業」の補助対象要件に応じ、村内の各金融機関において住宅ローン商品に特別金利が設定されることとなり、若い世代の本村への移住・定住についてさらなるインセンティブが期待されるところでございます。

「住まいる応援事業」につきましては、これまでに6件の補助申請の他、20件以上の問い合わせを受けており、一定の反響があるものと、期待をもって受け止めております。

昨年、本村は、民間企業が実施した「街の住みこちランキング2021」において、県内・そして北関東でも第2位となりました。これは、行政サービスの満足度や子育て支援の手厚さなどが評価につながったものと思われませんが、2022年の最新ランキングでも昨年に引き続き第2位となることをお聞きしております。

このような高い評価を得られたことは本村にとりましても大変喜ばしい限りであり、今後は金融機関との連携に加え、不動産業者の方々と情報交換の場を設けるなど、さらなる連携を深めるとともに、シティプロモーションによる地域のイメージ向上と移住・定住の促進に取り組みながら、本村が「住み続けたい村」として、また「住んでみたい村」として選ばれるまちになれるよう、戦略的な施策展開に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております、「とうかい I～M0 のクーポン割引キャンペーン事業」についてでございます。

村では、これまでに実施してまいりました「とうかい I～M0 の割引キャンペーン」・「キャッシュレス決済ポイント還元事業」に続き、令和4年度においても、コロナ禍での村経済の落ち込みを考慮し、消費喚起による事業者支援と村民の生活支援を目的に、広報とうかい5月25日号と併せて配布したクーポン券により、対象店舗で割引が受けられる「とうかい I～M0 のクーポン割引キャンペーン事業」を本日・6月1日から7月31日までの期間で実施いたします。

本事業には、村内の92事業者、合計94店舗の参加をいただいております。一人でも多くの村民の皆様に利用していただけるよう、引き続き、事業の周知に積極的に取り組んでまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第7号 寄附の受入れにつきましては、鈴木 <sup>すずき</sup> さちよ 氏から、郷土教育への活用のため、民具一式の寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

報告第8号 令和3年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和3年第4回定例会及び令和4年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費4億5,613万1千円につきまして、4億2,702万2千円を令和4年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号 令和3年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地  
区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、  
令和4年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費  
354万2千円につきまして、全額を令和4年度へ繰り越しましたので、  
地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでござ  
います。

報告第10号 令和3年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土  
地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、  
令和4年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費  
1億6,283万3千円につきまして、全額を令和4年度へ繰り越しまし  
たので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するも  
のでございます。

報告第11号 令和3年度東海村水道事業会計予算繰越計算書  
につきましては、建設改良に要する経費のうち、8,244万5千円を令  
和4年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規  
定により報告するものでございます。

報告第12号 令和3年度東海村下水道事業会計予算繰越計算  
書につきましては、建設改良及び流域下水道建設に要する経費のう  
ち、6,552万6千円を令和4年度へ繰り越しましたので、地方公営企  
業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上で行政報告といたします。